

投稿年月日	令和3年3月4日	投稿者	市内在住 70代 男性
ご意見・ご提案 内 容	<p>料飲店にはコロナ対策の支援として、協力金が支払われる様だが、それに関係する野菜屋・魚屋・肉屋・酒類小売店等には何か支援策は有るのだろうか？</p>		
回 答	<p>市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報、長崎市内に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている市内事業者に対し、南島原市事業継続支援給付金を支給します。</p> <p>給付額は、令和3年1月または2月の売上高が対前年比（または対前々年比）20%以上50%未満減少の場合は10万円、対前年比（または対前々年比）50%以上減少の場合は20万円です。</p> <p>事業継続支援給付金の申請受付を令和3年3月8日から5月31日まで商工振興課、農林課、水産課で行います。</p> <p>なお、事業継続支援給付金の要件等詳しい内容につきましては、市のホームページでお知らせしていますので、ご確認ください。</p>		
担当課	商工振興課		